

〔源氏物語二
帝木〕玄のびくの御かたがへところはあまたありぬべけれど、ひさしくほどへて、わたり給へるにかたふたげてひきたがへほかざまへとおほさんは、いとおしきなるべし。
〔源氏物語三
空蟬〕われとも玄らせじとおもほせど、いかにしてかゝることぞとのちに思ひめぐらさんも、わがためにはことにもあらねど、あのつらき人の、あながちによをつゝむも、さすがにいとおしければ、たびくの御かたがへにことづけたまひしさまを、いとよういひなし給、

〔源氏物語十
松風〕殿上人四五人ばかりつれてまいれり、うへにさぶらひけるを、御あそびありけるついでに、けふは六日の御ものいみあく日にて、かならず參り給べきをいかなればとおほせられければ、こにかうとまらせ給にけるよしきこしめして、御せうそこあるなりけり、

〔河海抄八
松風〕けふは六日の御物いみあく日にて、勘文云、六日物忌事、長神物忌也。長神方違は、五日六日連續する也云々。

〔古事談一
王道后宮〕白川院爲御方違渡御家保卿家之時、紫檀ノ甲琵琶日者所聞置之琵琶傍ニ銀琵琶一面ヲ立並テアリケルヲ御覽ジテ、有不受之御氣色還御云々。

〔爲房卿記〕康和六年〇長治元年二月十二日丙辰方違四十五日忌宿、九條乘船著南廊、大將軍在南、仍以大炊御門宅奉馬頭女房、以九條兩本所違所件忌也。

〔殿曆〕嘉承二年九月廿七日庚戌候内、以顯隆左府後房并内府○源雅實民部卿江中納言等許ニ、主上堀河御方違事等示遣事趣大略、大嘗會ニ可御小安殿、而件小安殿當大將軍方、是如何、又依件忌西六條を修理シテ、主上於御本所件所令忌御如何、但件六條已及大破可爲大犯土而幼主大犯土之所ニ、纔兩三日之内令渡給如何、此兩事何忌、重委可被申、但雖當大將軍方、依大嘗會三ヶ夜宿給例、寬德度、御豐樂殿、是從昭陽舍當大將軍方、堀河院御時、依大嘗會渡御大膳職而件職、自堀河院當大將軍并王相方者、不可忌歟、但能量可申者、是先日院〇白御命也、須於宿所定也、而件人々、此間不被出